Newsletter　Citizen's eyes vol.34
2023 年 11 月 2 日発行／ジャーナリズムを考える市民連絡会とやま
連絡先☎ 090-4680-6336　https://civic-journalism.wixsite.com/mysite

世界を理解するための雑誌

今回、パレスチナ問題についてたまたま書くことになって、活用したのはすでに廃刊してしまった、家の本棚の一角を占めていた「インパクション」。何号にわたってパレスチナ問題が取り上げられていて読み返すと大変参考になった。他の雑誌では扱っていないテーマや話題がいつも載っていて、東京へ行った時には大きな書店で買う欠かせない雑誌だった。今思うと現在という時代がどんな時代か、世界はどうなっているかを理解するための大切な雑誌だった。（お）

日本の原罪―沖縄　部落　在日

甲田　克志

「人権新時代」（2023 年新聞協会賞）

２０２３年新聞協会賞に西日本新聞社の「人権新時代」取材班が選ばれた。何と被差別部落出身の２８歳の若手記者が自らカミングアウトして、ペンを取っている。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と高らかに謳った水平社結成宣言から１００年。しかし、差別は人間の意識にペタッとへばりついている。

８２歳になった父への思いから綴っている。福岡県筑後地区の実家で、机の引き出しから見つけた１枚のＤＶＤ。ケースには「私の歩んできた道」というタイトルと父の名が印刷されていた。パソコンで再生すると、演壇に立つ父の姿が映し出された。２１年前の還暦を過ぎたころの講演だった。吃音があり、人前で話すことを極力避けてきた父が聴衆を前に、生い立ちを語っている。「最初で最後」「自分の人生の総括が役に立つなら」と引き受けたといい、目が離せなかった。何より、胸を締め付けられた。

父も、そして自分も、被差別部落に生まれ育った。物心ついたころから、家で一緒に過ごした記憶はほとんどない。「地区の教育環境の改善を」「２４時間態勢の保育所の建設を」と「部落解放運動」に駆け回っていた。妹との間には「おやじに勉強を教わっちゃいけない」という暗黙の了解があった。夜遅く居間のちゃぶ台に向かい、鉛筆を握りしめて、広告の裏で字の練習をしていた背中を見て見ぬふりをしていた。ほとんど学校に通えなかった父は、読み書きができなかった。働きに出て味わった苦労、浴びた怒声。若き日の悔し涙が人生を貫いてきたことを思い知らされた。「逃れたくても逃れられなかった」。その一言が、重くのしかかる。

結成４周年記念講演会

不思議なもので時同じくして、９月１０日毎日新聞の戸田栄・金沢支局長から、富山の部落問題をテーマにした講演を聞いた。戸田支局長は大阪社会部で部落問題を深く取材している。その使命感から富山での取材を始め、昨年１２月に「ゼロの戦後史　富山・石川の部落問題」なる連載をまとめた。戦前の１９１８年内務省調査で富山県の被差別部落数は２２０地区、１４１４戸とされているが、戦後富山県は「歴史の過程において実態があったことは認識しているが、現在同和地区はないものと考えているし、実態を把握することは困難である」とした。県議会においても部落問

題は一度も質疑されたことはなく、「寝た子を起こすな」は官民こぞってのものだ。地区があるのに見えない「不自然」、人々がいるのに声が聞こえない「不明瞭」。加賀藩では少数点在で部落を配置し、「藤内（とうない）」「皮多（かわた）」という賤称で呼んでいた。そんなこともあって、運動を立ち上げて部落と明らかにすれば倍する差別が跳ね返ってくる。それよりも我慢した方がいい。そんな風潮がいつの間にかはびこっていった。活動を明らかにしている人がいないと取材が覚束なると嘆く戸田支局長。部落解放運動不毛の地・富山では、あらゆるマイノリティが声を挙げ辛いということに他ならない。

更に１８７３年に起きた（岡山県）美作（みまさか）一揆を想起する。賤民廃止令に反対する暴動だが、賤民が今まで入れなかった銭湯や村の祭りに出入りするようになり、これが本村の住民には、増長、傲慢、不遜に見えて我慢がならない。そしてある時、誰かが焚きつけるとあっという間に被差別部落への襲撃となった。家に火をつけ、竹やりで部落民６人を突き殺した。放火や殺害を行いながら進軍する一揆勢から、村々に「一揆に参加しなければ殺す」などとけしかけていた。

東京高裁は９月４日、被差別部落問題で「差別されない人格的利益」を認めた。しかし、深く潜む妬みと差別感覚。これをどう克服していくか。深くそれぞれが自分に問いかけていかねばならない。

標題の日本の原罪―沖縄・部落・在日は、評論家の藤島宇内が提唱したといわれている。確かに胸にストンと落ちて、突き付けられる思いがする。

アジアの民２０００万人の命を奪いながら、いまだに排外主義の歴史戦だと息巻く勢力に怖気づいている情勢に暗たんとする。

「マーフィシュ・ハヤー」（人間らしい生がない）世界を生む構造的暴力

大島俊夫

世界が不公正で不条理に満ちていると感じる問題の一つに、イスラエルとパレスチナの紛争を示すパレスチナ問題がある。パレスチナ問題に詳しい岡真理さんはパレスチナ問題の本質を次のように説明している。

「百万以上のパレスチナ人が暮らしていた土地にヨーロッパ・ユダヤの国を建設するという、その意味で紛れもない植民地主義的プロジェクトによって、八十万以上の者たちが暴力的に民族浄化された、それがパレスチナ問題である」、（パレスチナ問題の本質とは）「レイシズムにもとづいたヨーロッパ人による植民地主義的侵略」（出典：「アパルトヘイトに抗して」岡真理著 / インパクション 165 号所収）、と述べる。

しかもイスラエル建国以後度重なる軍事紛争と占領によりパレスチナ人の居住地域は狭められ、奄美大島の半分のところに 200 万人がいるガザ地区は、イスラエル軍により封鎖され、モノや人の移動が制限、人間らしい生活ができなくなっている「天井のない牢獄」といわれる場所だ。

10 月 7 日から始まったそのガザからイスラエルに向けて発射されたロケット弾攻撃から始まった、イスラエルによる空爆は 10 月 28 日も続いており、死者はイスラエル側 1400 人、パレスチナ側 7700 人を超えたと新聞は報じている。

戦争にはプロパガンダ、フェーク情報がつきものだ。人間性のかけらもないハマスを強調しイスラエルによる空爆を正当化するために流されたフェーク情報でないかと疑念がもたれている一つが、ハマスが子供を殺したというニュース（右）だ。(注)

不正や不条理な問題をより正確に理解するには簡単に手にすることができるテレビや新聞だけでは不十分だ。情報の受け手である私たち自身のリテラシーも問われている。

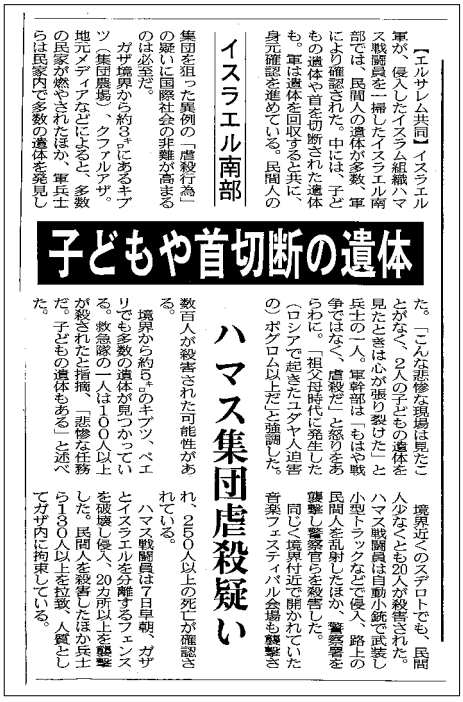

【エルサレム共同】イスラエル軍が、侵入したイスラム組織ハマス戦闘員を一掃したイスラエル南部では、民間人の遺体が多数、軍により確認された。中には、子どもの遺体や首を切断された遺体も。軍は遺体を回収すると兵に、身元確認を進めている。民間人の

子どもや首切断の遺体

イスラエル南部

集団を狙った異例の「虐殺行為」の疑いに国際社会の非難が高まるのは必至だ。

ガザ境界から約3キロにあるキブツ（集団農場）、クファルアザ。地元メディアなどによると、多数の民家が焼やされたほか、軍兵士らは民家内で多数の遺体を発見した。「こんな悲惨な現場は見たことがなく、2人の子どもの遺体を見たときは心が張り裂けた」と兵士の一人。軍幹部は「もはや戦争ではなく、虐殺だ」と怒りをあらわに。「祖父母時代に発生した（ロシアで起きたユダヤ人迫害の）ポグロム以上だ」と強調した。

ハマス集団虐殺疑い

数百人が殺害された可能性がある。

境界から約5キロのキブツ、ベエリでも多数の遺体が見つかっている。救急隊の一人は100人以上が殺されたと指摘、「悲惨な任務だ。子どもの遺体もある」と述べた。

境界近くのスデロトでも、民間人少なくとも20人が殺害された。ハマス戦闘員は自動小銃で武装し小型トラックなどで侵入、路上の民間人を乱射したほか、警察官を襲撃し警察官らを殺害した。

同じく境界付近で開かれていた音楽フェスティバル会場も襲撃され、250人以上の死亡が確認されている。

ハマス戦闘員は7日早朝、ガザとイスラエルを分離するフェンスを破壊し侵入、20カ所以上を襲撃した。民間人を殺害したほか兵士ら130人以上を拉致、人質としてガザ内に拘束している。

北日本新聞 10 月 12 日

2 （注）知人から届いた、岡真理さん発信のメールを参照
参考動画：ガザを知る緊急セミナー 「ガザ　人間の恥としての」（講師：岡真理さん /2023 年 10 月 23 日）
https://www.youtube.com/watch?v=-baPSQIgcGc

《コラム》沖縄のいま（25）

「国の公益」と「県民の公益」には大きな乖離（かいり）がある。玉城知事は代執行訴訟で応訴の決意。

小原　悦子

９月４日、辺野古設計変更訴訟の２件目の最高裁判決が出た。予想していたとはいえ、落胆するものだった。

沖縄県の設計変更不承認処分に対して国交相が行った違法な国の関与（是正の指示）の取り消しを求めた県の主張は棄却され、県の敗訴が確定した。沖縄県が設計変更を不承認処分としたその中身について、最高裁では全く実質審理されないままの判決だった

判決をどう受け止めたか

判決を受けて玉城沖縄県知事は、「（判決は）地方自治の本旨を蔑ろにするものだ」とコメントした。いわく、「最高裁判所による国土交通大臣の裁決に係る先日の上告不受理決定（8 月 24 日判決）は、国の機関の行政不服審査法による私人同様の権利救済を追認した不当なものだった。加えて、本日の判決は、本来、公有水面埋立法の承認要件充足性を判断すべきところ、裁決の効力を優先させることで判断を回避したもので、関与取り消し訴訟の意義を無にするものだ。・・・」。

琉球新報は 1 面で「辺野古 県敗訴確定」と大見出しで報じつつ、2・3 面では「形式論の司法判断」「問われる地方自治」と新基地建設に「お墨付き」を与えた司法判断に大きな疑念を示した。社会面では「知事 反対貫いて」と市民の声を伝えた。

その後の展開

しかし、最高裁判決をもってしても、沖縄県知事が設計変更を承認しない限り、防衛局は大浦湾の地盤改良工事に着工することはできない。

国交相は 9 月 19 日、設計変更を承認するように改めて沖縄県知事に「勧告」する文書を発出した。期限は 27 日。しかし、玉城知事は 9 月 18 日から 22 日にかけて、国連人権理事会に出席し沖縄の米軍基地問題などを発信するため、スイス・ジュネーブを訪問中だった。

27 日、知事は「期限までに承認は困難」と表明。判断を先送りした。国交相は即座に 28 日、今度はより強い、承認するよう「指示」する文書を県に発送。承認期限を 10 月 4 日とした。

右：琉球新報十月十二日より
左：琉球新報九月五日より

この間、沖縄県民、県政与党議員団、県外の市民、環境団体などが知事に承認しないよう訴え続けた。沖縄平和市民連絡会は、琉球大学の徳田博人教授（行政法）を招いて連続して学習会を企画し、訴訟の内容や問題点を共有、録画映像を全国の市民に提供した。

一方、県庁内では、行政として判決や指示には従うべきだとの声や損害賠償を求められるのではないかとの危惧もあったという。知事の苦悩は続いた。

行政法研究者有志による声明

9 月 27 日、行政法研究者有志による「声明　9・4 辺野古最高裁判決および国土交通大臣の代執行手続き着手を憂慮する」が出された。10 月 5 日、国会内で記者会見が行われたが、沖縄のメディア以外、報道は少なかった。東京新聞は報じたが、北陸中日新聞には

載らなかった。この声明は知事にも共有された。声明には 10 月 14 日現在、呼びかけ人 13 人を含む 104 人の行政法研究者が賛同している。富山県内からの賛同者は 2 人。

声明は、最高裁判決の問題点を指摘し、「本件判決がたんに本件是正の指示の取消請求を棄却したものにすぎず、承認そのものを義務付ける法的効果を有しない」と明記している。そのうえで、国土交通大臣に対して、「憲法の保障する地方自治の本旨や地方自治法の定める原理原則に立ち返り、ただちに代執行手続きを中止し、沖縄県との対話によって紛争の解決を図ることをもとめ」ている。

玉城沖縄県知事の決断

10 月 4 日、玉城知事は再度、国交相に「期限までに承認を行うことは困難」と回答した。事実上の不承認である。記者会見で知事は、「県民投票の結果を尊重する義務がある。他方で行政の長として最高裁判決を受け止める必要がある」「しかし、仮に承認しても普天間の危険性除去までに長い年月を要する。知事として承服できない」、改めて「政府との対話によって問題の解決を図りたい」と語った。「最高裁判決に従う義務がある」ではなく、「受け止める必要がある」と言葉を選んだところに感心した。キャンプ・シュワブゲート前でも県庁前広場でも、知事の「不承認」を支持する安堵の声が響いた。

しかし、翌 5 日、国交相は福岡高裁那覇支部に代執行訴訟を提起した。県の対応を放置すると「国の安全保障と普天間飛行場の固定化の回避という公益上の重大な課題が達成されず、…日米間の信頼関係や同盟関係等にも悪影響を及ぼしかねないという外交上・防衛上の不利益が生ずる」などと訴えている。

知事、承認せず　明言

玉城知事は 11 日、県庁で会見し、代執行訴訟の第 1 回口頭弁論に自らが立ち、応訴すると明言し、承認しない立場を明確にした。「国の公益」と「県民の公益」には大きな乖離がある、とも述べた。

県民投票の民意を背に、沖縄の公益である「基地のない平和な沖縄」へ向けて、復帰 52 年目も歩み続ける決意表明だと理解した。

地方自治は沖縄だけの問題ではないことは明らかだ。戦前、戦中は上意下達の行政が当たり前だった。その反省から、憲法に第 8 章地方自治が設けられたはずだ。「国の公益」に地方が有無を言わさず従わされることを許せば、遠からず「戦前」と同様の世の中になる。

（2023 年 10 月 21 日、記）

10 月ワンポイント学習会「指定地方公共機関制度を問う」

大島俊夫

今年 8 月 15 日琉球朝日放送が自局のニュース番組で「沖縄と自衛隊（13）指定地方公共機関制度を問う」（注）と題する特集を組んだ。2004 年から 06 年にかけて放送局が指定公共機関にされることで国家による報道統制がされないか、国会や放送業界から放送局の指定公共機関化への懸念の声が上がった問題だ。当特集は台湾有事の最前線にされつつある沖縄の放送局自身が、指定公共機関の当事者として、改めて報道はどうあるべきかを考えた意欲的ニュース番組で、10 月例会の学習会で取り上げた。

武力攻撃を受ける有事に備え、住民避難等を定めた国民保護法に基づき電力会社、交通機関、病院等の公的機関が指定公共機関と指定され、その中に放送局も指定公共機関として指定。（国が全国ネット等の大手の放送局 20 局、地方では知事が各県内の地方放送局を指定）指定公共機関である放送局は住民避難のための警報や避難指示、緊急通報の放送義務、知事への業務計画の報告が求められ、その計画について知事が助言できるとされ、取材・報道の自由が保障されるのかという問題点が指摘された。

この特集の中での一番の注目点の一つは、2005 年から 06 年にかけて沖縄の 5 つの放送局が指定公共機関として受け入れるまでの経緯の中で、各局の報道責任者連名による要望書や、代表取締役連名による意見書が提出され、それに加えて県マスコミ労協からも声明、議会への陳情、当指定公共機関問題の報道要請などを展開していたこと。結果として、当時の知事側から、指定公共機関の義務とされていたものが義務ではなく放送局側の自主的判断に任されるなど、危惧される報道規制の歯止めとなる回答をえていることだ。

こういった労使の枠を超えて報道規制に敏感で、積極的な対応の歴史があったからこそ、台湾有事が叫ばれる今年の終戦日に自ら報道の在り方を振り返る特集を組むことができたのではないかと思った。

（注）なおこの放送された特集は「琉球朝日放送　指定地方公共機関」で検索すればネットで見ることができます。特集は約 12 分）
参考資料：「メデイアの指定公共機関化を問う (シンポ)」（放送レポート 195 号）、沖縄民間放送局の指定公共機関問題を伝える琉球新報記事
「沖縄県内民間放送の指定地方公共機関の指定に係る経緯」（知事公室防災管理課作成 / 沖縄県 HP より）、